

令和2年第1回大衡村議会定例会会議録 第4号

平成31年3月14日（木曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長 萩原 達雄	副 村 長 斎藤 一郎
教 育 長 庄子 明宏	教 育 次 長 斎藤 浩
総 務 課 長 早坂 勝伸	企 画 財 政 課 長 佐野 克彦
住 民 生 活 課 長 金刺 隆司	税 务 課 長 残間 文広
健 康 福 祉 課 長 早坂紀美江	産 業 振 興 課 長 渡邊 愛
都 市 建 設 課 長 後藤 広之	教 育 学 習 課 長 八卷利栄子
社 会 教 育 課 長 大沼 善昭	村 誌 編 築 室 長 文屋 寛
会 計 管 理 者 斎藤 善弘	

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄 書記 高橋 吉輝

議事日程（第4号）

令和2年3月12日（木曜日）午後2時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第19号 令和2年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第 3 議案第20号 令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めること

について

- 第 4 議案第 21 号 令和 2 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて
 - 第 5 議案第 22 号 令和 2 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
 - 第 6 議案第 23 号 令和 2 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて
 - 第 7 議案第 24 号 令和 2 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
 - 第 8 議案第 25 号 令和 2 年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて
 - 第 9 委員会の閉会中の継続調査の件について
 - 第 10 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）と同じ

午後 2 時 30 分 開 会

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより令和 2 年第 1 回大衡村議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1 、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、2 番佐野英俊君、3 番石川敏君を指名いたします。

日程第 2 議案第 19 号 令和 2 年度大衡村一般会計予算を定めることについて

日程第 3 議案第 20 号 令和 2 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第 4 議案第 21 号 令和 2 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて

て

日程第5 議案第22号 令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第6 議案第23号 令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて

日程第7 議案第24号 令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第8 議案第25号 令和2年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

議長（細川運一君） お諮りをいたします。日程第2、議案第19号令和2年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第3、議案第20号令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第4、議案第21号令和2年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて、日程第5、議案第22号令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第6、議案第23号令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて、日程第7、議案第24号令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第8、議案第25号令和2年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、以上7件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第19号から日程第8、議案第25号までの7件は一括議題といたします。

ここで、予算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。予算審査特別委員長赤間しづ江君、登壇願います。

〔予算審査特別委員長 赤間しづ江君 登壇〕

予算審査特別委員長（赤間しづ江君） 予算審査特別委員会の審査結果を報告します。

議案第19号令和2年度大衡村一般会計予算を定めることについてから議案第25号令和2年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてまで7件の議案審査については、3月6日に予算審査特別委員会が設置され、その審査が付託されました。予算審査特別委員会は3月9日、10日、11日に関係課ごとに予算の審査が行われ、本日は総括質疑をし、採決を行った次第です。各委員並びに執行部の協力によりまして、予定どおり期限の本日まで各種会計予算審査が終了したところであります。

審査の結果、令和2年度大衡村一般会計予算をはじめ7件の予算については、報告書のとおり全て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会の審査結果の報告といたします。

議長（細川運一君） これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

日程第2、議案第19号令和2年度大衡村一般会計予算を定めることについて、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。ございませんか。（「なし」の声あり）

次に、本案に賛成者の発言を許します。佐々木春樹君、登壇願います。

〔6番 佐々木春樹君 登壇〕

6番（佐々木春樹君） わたくしは令和2年度一般会計予算に対して、賛成の立場での発言をさせていただきます。

委員会はですね、3日間とも時間を押して、多くのやり取りがございました。その中でもですね、議会から提案されていることに、職員の皆さん、できる範囲で変更していくなどの答弁もありました。

令和2年度の予算を見るとですね、やはり経常的支出部分が非常に大きく、全体の71.4%を占めています。特に働き方改革などがありまして、人件費の分もかなりの額が昇っているというふうな中でですね、今まで行っていた住民サービスが低下しないよう、さらには新しい事業に向けて取り組んでいる。そういうところも見て取れました。

自主財源的にはですね、53.2%が自主財源で賄われており、依存財源が半分以下ということは、まだまだ大丈夫だなというふうなところも感じておりますし、総括質疑が2件ございましたけれども、これも執行部と同じ、村民を思う気持ちの中での討論だったなどいうふうに非常に感じておりますし、その方向に向かって令和2年度、進んでいくものというふうに感じた委員会がありました。

そんな委員会でありましたので、議員皆様の満場一致の中で賛成をしていただきたい。そのように申し上げて、賛成討論といたします。

議長（細川運一君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これで討論を終結し、採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決

することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 賛成全員と認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第20号令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めるごとについてを議題といたし、討論を省略し、採決をいたします。

なお、本案から議案第25号令和2年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてまでを簡易採決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第21号令和2年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第22号令和2年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第23号令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第24号令和2年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、討論を省略し、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第25号令和2年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（細川運一君） 日程第9、委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。各委員長から所掌事務及び所管事務について、会議規則第73条の規定により、お手元に配布しました申出のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第10 議員派遣の件

議長（細川運一君）　日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条第1項の規定により、別紙議員派遣の件のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

ここで、村長より専決処分について申し出があります。発言を許します。村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　先ほどは全議案をご可決賜りましたこと、本当にありがとうございます。

心から御礼を申し上げます。

ここで専決処分について申し上げたいというふうに思います。

特別交付税が年度末に確定されることなどにより、令和元年度一般会計など各種会計予算の補正並びに地方税法等の一部を改正する法律の制定が年度末に予定されておりますので、大衡村税条例並びに大衡村国民健康保険税条例の一部改正につきまして、それぞれ専決処分を予定しておりますので、ご理解を賜りますようにお願いを申し上げ、説明に代えさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君）　以上で、本日の議事日程は全部終了をいたしました。

最後に3月末をもって退任なされる八巻学校教育課長に感謝と御礼を申し上げます。

3年間という短い期間ではございましたが、議会において真摯かつ明瞭に説明、答弁なされるお姿に、日ごろの学校教育・教育行政に対するご努力が十二分に感じられました。これからも健康に留意され、次の時代を担う宮城の子どもたちのためにご活躍されることを、大衡村議会議員一同、心からお祈り申し上げます。

〔拍手〕

議長（細川運一君）　これをもちまして令和2年第1回大衡村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後　2時46分　閉　会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員